敦賀市環境保全条例(昭和47年７月１日条例第21号)
最終改正:平成12年３月27日条例第31号
改正内容:平成12年３月27日条例第31号
〇敦賀市環境保全条例
昭和47年７月１日条例第21号
改正
平成５年３月23日条例第14号
平成12年３月27日条例第31号
敦賀市環境保全条例

目次
第１章　総則
第１節　目的及び定義（第１条・第１条の２）
第２節　事業者の責務（第２条～第６条）
第３節　市の責務（第７条）
第４節　市民の責務（第８条・第９条）
第２章　環境保全に関する施策（第10条～第22条）
第３章　公害発生源の規制
第１節　工場等に関する規制（第23条～第40条）
第２節　家畜飼養施設に関する規制（第41条～第49条）
第３節　地域環境を阻害する行為に対する規制（第50条～第55条）
第４章　雑則（第56条～第59条）
第５章　罰則（第60条～第64条）
附則

第１章　総則
第１節　定義
（目的）
第１条　この条例は、環境保全に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保全することを目的とする。
（定義）
第１条の２　この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化を含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等により、人の健康又は自然環境及び生活環境に被害が生ずることをいう。
２　この条例において「環境保全」とは、公害のない良好な自然環境及び生活環境を確保し、人と自然の調和のある住みよい豊かな環境を創造し、かつ、保全することをいう。
３　この条例において「生活環境」には、人の生活に密接な関係を有する財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
４　この条例において「工場等」とは、工場、事業場等規則で定めるものをいう。
５　この条例において「規制基準」とは、事業活動その他の活動を行うものが遵守すべき、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭（以下「ばい煙等」という。）の排出又は発生に係る許容限度をいう。
６　この条例において「発生施設」とは、工場等に設置される施設のうち、ばい煙等を排出し、又は発生する施設をいう。
７　この条例において「除害施設」とは、発生施設において排出し、又は発生するばい煙等を除去するために必要な施設及びこれに附属する施設であって、規則で定めるものをいう。
８　この条例において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第２条第４項及び第５項に規定する産業廃棄物並びに特別管理産業廃棄物をいう。
９　この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校をいう。
10　この条例において「病院」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院をいう。
11　この条例において「家畜飼養施設」とは、牛、豚、鶏その他の家畜を飼養する施設で、規則で定めるものをいう。
第２節　事業者の責務
（基本的責務）
第２条　事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。
（最大努力義務）
第３条　事業者は、この条例の規定に違反しない場合においても、そのことを理由として公害の防止について最大限に努力することを怠ってはならない。
（産業廃棄物の自己処理等の義務）

第４条　事業者は、自らの責任において産業廃棄物の処理又は廃棄その他の処分（以下「廃棄等」という。）について、技術の開発を行ない、公害を発生させないよう産業廃棄物の処理又は廃棄等をすることに努めなければならない。
２　事業者は、廃棄等により公害の発生原因となるおそれのあるものを製造するときは、あわせて廃棄等による公害の防止の方法を開発することに努めなければならない。
（常時監視の義務）
第５条　事業者は、その管理に係る公害の発生源、発生原因及び発生状況の常時監視に努めなければならない。

（公害防止協定締結の義務）
第６条　事業者は、市長の求めに応じ、公害防止協定を締結し、当該協定事項を誠実に履行するように努めなければならない。
第３節　市の責務
（基本的責務）
第７条　市は、あらゆる施策を通じて、環境の保全に努め、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するものとする。
第４節　市民の責務
（基本的責務）
第８条　市民は、環境を破壊することのないよう常に努めるとともに、その所有又は管理に属する土地等について、清潔の保持その他適正な管理を行うことにより、地域の環境の保全に資するように努めなければならない。

（監視の協力義務）
第９条　市民は、地域の環境の破壊状況を常に監視するとともに市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。
第２章　環境保全に関する施策
（環境保全の基本的施策）
第10条　市長は、都市の開発、土地の利用計画等、地域の開発及び整備に関する施策を策定し、その実施にあたっては、公害の防止等、地域の環境が将来にわたって良好に維持されるよう配慮しなければならない。
（環境保全の施設整備）
第11条　市長は、良好な生活環境を確保するため、道路、都市下水路、公共下水道、公園、緑地等の整備を図るとともに、その適切な運営管理に努めなければならない。
（環境保全の対策措置）
第12条　市長は、工場等が大規模構築物の建設、用地造成、宅地開発及び鉱物、土石の採取等の事業を行う場合において、その事業規模、工事方法及び環境条件等を勘案し、地域の環境を破壊するおそれがあると認めるときは、環境の保全ないしは公害の未然防止のため、事前に事業計画の提出を求め、必要な措置を講じなければならない。
（環境基準設定の義務）
第13条　市長は、市民の健康を保護し、安全かつ快適な生活環境を保全するうえで維持されなければならない大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準（以下「環境基準」という。）を定めなければならない。
２　市長は、前項に規定する環境基準を達成するために、必要な環境の保全に関する計画を策定しなければならない。
３　市長は、第１項の環境基準を定めるにあたっては、敦賀市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。
（自然環境保全の義務）
第14条　市長は、自然環境を保全する必要があると認められる地域について、当該環境が破壊され、又は破壊されるおそれがあると認めるときは、当該地域を自然環境保全地域として指定し、当該地域における自然環境の破壊防止のための計画を策定しなければならない。
（調査及び研究の義務）
第15条　市長は、公害の発生源、発生原因、発生状況その他環境破壊に関する事項について、調査研究を行なわなければならない。
（常時監視の義務）
第16条　市長は、公害の発生源、発生原因、発生状況その他環境を破壊するおそれのあるものを常時監視しなければならない。
（公表）
第17条　市長は、前条の規定による監視の結果、明らかになった公害の発生源、発生原因、発生状況その他環境の破壊の状況を公表しなければならない。
（中小企業に対する助成措置）
第18条　市長は、中小企業者がばい煙等の処理施設の設置及び産業廃棄物の共同処理施設の設置、除害施設の設置その他公害の防止のために行う施設の整備等について、必要な助成措置を講ずるように努めなければならない。
（公害防止協定の締結）
第19条　市長は、良好な環境を保全するために必要と認めるときは、当該事業者と公害防止に関する協定を締結

することができる。
２　市長は、市民が当該事業者と公害防止に関する協定を締結しようとするときは、必要な資料の提供等により協力しなければならない。
（公害に係る苦情及び紛争の処理）
第20条　市長は、公害に係る苦情及び紛争を迅速かつ適正に解決するように努めなければならない。
（他の地方公共団体との協力）
第21条　市長は、環境保全のため広域的な公害の発生源、発生原因、発生状況等の監視、調査、研究及び対策について必要と認めるときは、他の地方公共団体に協力を求め、又は他の地方公共団体からの協力の求めに応じなければならない。
（市民の啓発及び知識の普及等）
第22条　市長は、公害対策及び環境保全に関する市民の意識を啓発するとともに、公害に関する知識の普及を図り、公害の防止の思想を高めるように努めなければならない。
第３章　公害発生源の規制
第１節　工場等に関する規制
（規制基準の設定）
第23条　工場等に係る規制基準は規則で定める。
２　市長は、前項に規定する規制基準を定めるにあたっては、敦賀市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。
（規制基準の遵守義務）
第24条　工場等において、ばい煙等を排出し、又は発生させる者は、当該工場等から規制基準に適合しない（規制基準の定めのないものについては、人の健康又は生活環境に障害をおよぼすおそれのない程度。以下同じ。）ばい煙等を排出し、又は発生させてはならない。
（燃料基準の遵守義務）
第25条　工場等を設置している者は、いおう酸化物による大気の汚染を防止するため、規則で定める燃料基準（燃料中における「いおうの含有率」をいう。以下同じ。）に適合する燃料を使用しなければならない。ただし、燃料を使用する者が、燃料基準に適合する燃料を取得することが困難な場合で、特に市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
（位置の制限）
第26条　工場等を設置しようとする者は、学校又は病院の敷地の周囲100メートルの区域内において、工場等を設置してはならない。ただし、学校若しくは病院が工場等の設置後に設置されるとき、又は周囲の状況等から市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。
（除害施設の設置）
第27条　工場等を設置している者で、ばい煙等を発生する施設を設置している者は、規則で定める除害施設を設置しなければならない。
（水量測定器の設置）
第28条　工場等を設置している者で、当該工場等の事業の用に供するため規則で定める一定量以上の地下水の揚水施設を設置している者は、水量測定器を設置しなければならない。
２　前項の規定により水量測定器を設置した者は、規則で定めるところにより、地下水の揚水量を記録し、市長に報告しなければならない。
（工場等の設置の届出）
第29条　工場等を設置しようとする者は、設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（２）　工場等の名称及び所在地
（３）　建物若しくは施設の構造若しくは配置及び使用の方法
（４）　ばい煙等の防止の方法
（５）　その他規則で定める事項
（経過措置）
第30条　一の工場又は事業場が工場等となった際、現に当該工場又は当該事業場を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該工場又は当該事業場が当該工場等となった日から30日以内に規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
（構造等の変更の届出）
第31条　前２条の規定による届出をした者は、その届出に係る第29条第３号から第５号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、この旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
（計画変更命令）
第32条　市長は、第29条又は第30条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る工場等が次の各号の一に該当するおそれがあると認めるときは、当該届出を受理した日から60日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る工場等における、ばい煙等の防止の方法、建物若しくは施設の構造若しくは配置又は燃料の質に関する計画の変更又は当該工場等の設置若しくは変更に関する計画の廃止を命ずることができる。

（１）　工場等より排出し、又は発生する、ばい煙等が第23条第１項に定める規制基準をこえるとき
（２）　第25条に定める燃料基準に適合しない燃料を使用しているとき
（３）　第27条に定める除害施設を設置していないとき
（実施の制限）
第33条　第29条又は第31条の規定による届出をした者は、当該届出が受理されてから60日を経過した後でなければ当該届出に係る工場等の設置又は当該届出に係る事項の変更をしてはならない。
２　市長は、前項の規定にかかわらず、第29条又は第31条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、同項に規定する期間を短縮することができる。
（氏名等の変更の届出）
第34条　第29条、第30条の規定による届出をした者は、当該届出に係る第29条第１号若しくは第２号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る工場等を廃止したときは、その日から30日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
（承継）
第35条　第29条又は第30条の規定による届出をした者から当該届出に係る工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場等に係る当該届出をした者の地位を承継する。
２　第29条又は第30条の規定による当該届出をした者について、相継又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
３　前２項の規定により、第29条又は第30条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
（改善命令等）
第36条　市長は、工場等が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて、当該工場等におけるばい煙等の防止の方法、建物若しくは施設の構造若しくは配置又は燃料の質の改善を命ずることができる。
（１）　ばい煙等が第23条第１項に定める規制基準をこえているとき
（２）　第25条に定める燃料基準に適合しない燃料を使用しているとき
（３）　第27条に定める除害施設を設置していないとき
２　市長は、前項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該工場等における作業の一時停止を命ずることができる。
（公害防止担当者の設置）
第37条　規則で定める規模以上の工場等を設置している者は、公害防止担当者を選任しなければならない。
２　公害防止担当者は、作業の方法、施設の維持等について監督を行い、当該工場等から公害を発生させないように努めなければならない。
（現況届）
第38条　工場等を設置している者は、規則で定めるところにより、工場等の現況を市長に届け出なければならない。
（ばい煙等の減少計画）
第39条　市長は、必要があると認めるときは、工場等を設置している者に対し、規則で定めるところにより、ばい煙等の減少のための措置に関する計画の提出を求めることができる。
（事故届等）
第40条　工場等を設置している者は、事故により当該工場等からばい煙等を排出し、又は発生させたとき、若しくはその他の事象により人の健康又は生活環境に障害をおよぼしたときは、ただちに応急の措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
２　前項の規定による届出をした者は、当該事項の発生から30日以内に当該事態の再発防止のための措置に関する計画を市長に提出しなければならない。
３　前項の規定による計画を提出した者は、当該計画に係る措置を完了したときは、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。
第２節　家畜飼養施設に関する規制
（規制基準）
第41条　家畜飼養施設の規制基準は規則で定める。
２　市長は、前項の規制基準を定めるにあたっては、敦賀市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。
（家畜飼養施設の規制基準の遵守義務）
第42条　家畜飼養施設を設置している者は、当該施設から規制基準に適合しない汚水若しくは悪臭を排出し、又は発生させてはならない。
（家畜飼養施設の設置の届出）
第43条　家畜飼養施設を設置しようとする者は、当該家畜飼養施設の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（２）　家畜の種類及び飼養数
（３）　建物若しくは施設の構造若しくは配置
（４）　汚水又は悪臭の防止の方法

（５）　その他規則で定める事項
（経過措置）
第44条　一の施設が家畜飼養施設となった際、現に当該施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が当該家畜飼養施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
（家畜飼養施設の飼養数等の変更の届出）
第45条　第43条、第44条の規定による届出をした者は、当該届出に係る第43条第２号から第５号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の30日前までに、規則で定めるところによりその旨を市長に届出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではない。
（計画変更勧告）
第46条　市長は、第43条又は第45条の規定による届出があった場合において、当該家畜飼養施設より排出し、又は発生する汚水又は悪臭が第41条第１項に規定する規制基準に適合しないことにより、当該家畜飼養施設の周辺の生活環境がそこなわれるおそれがあると認めるときは、当該届出を受理した日から30日以内に限り、当該届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該届出に係る当該家畜飼養施設における汚水若しくは悪臭の防止の方法、建物若しくは施設の構造若しくは配置に関する計画の変更又は当該家畜飼養施設の設置若しくは変更に関する計画の廃止を勧告することができる。
（氏名の変更等の届出及び承継等の準用）
第47条　第34条の規定は、第43条及び第44条の規定による届出を受理された者について準用する。
２　第35条の規定は、第43条及び第44条の規定による届出を受理された者から、当該届出に係る家畜飼養施設を譲り受け、又は借り受け、若しくは相続又は合併があった者について準用する。
（改善勧告）
第48条　市長は、家畜飼養施設が第41条第１項に定める規制基準に適合しないことにより、当該家畜飼養施設の周辺の生活環境がそこなわれるおそれがあると認めるときは、当該家畜飼養施設を設置している者に対し、期限を定めてその事態を除去するために必要な限度において、当該家畜飼養施設における汚水若しくは悪臭の防止の方法、建物若しくは施設の構造若しくは配置を変更することを勧告することができる。
（改善命令）
第49条　市長は、第46条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないで、家畜飼養施設を設置しているとき、又は第48条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、期限を定めて当該家畜飼養施設の構造若しくは使用の方法又は汚水若しくは悪臭の処理の方法の改善を命ずることができる。
第３節　地域環境を阻害する行為に対する規制
（拡声機の使用制限）
第50条　地域の静穏を保持するため必要と認めて、市長が指定した区域内においては、商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、拡声機の使用方法、使用時間等に関し、規則で定める事項を遵守しなければならない。
（夜間の静穏の保持）
第51条　何人も夜間（午後９時から翌日の午前７時までの間をいう。）においては、道路その他の公共の場所において、みだりに附近の静穏を害する行為をし、又はさせてはならない。
（深夜営業等の静穏の保持）
第52条　深夜における騒音の防止をはかる必要がある地域であって、市長が指定する地域内において規則で定める営業を営み、又は作業をおこなう者は、深夜（午後11時から翌日の午前６時までの間をいう。）において当該営業を営み、又は当該作業をおこなうことによって、附近の静穏を害する行為をしてはならない。
（燃焼不適物等の燃焼禁止）
第53条　何人も、住居が集合している地域においては、ゴム、廃油、ピッチ、タール、皮革、合成樹脂その他燃焼に伴って著しいばい煙、有害ガス若しくは悪臭を発生するおそれのあるものを多量に屋外で燃焼させてはならない。ただし、燃焼炉の使用その他適切な処理の方法によって燃焼させる場合は、この限りでない。
（廃棄物の不法投棄の禁止）
第54条　何人も、みだりにごみ、し尿、廃油、汚泥その他の廃棄物を不法に投棄してはならない。
（停止命令等）
第55条　市長は、第50条から前条までの規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、当該違反行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。
第４章　雑則
（紛争の処理）
第56条　公害に係る紛争が生じ、その解決が容易でないときは、当該紛争の当事者は、市長に紛争の調整を申し立てることができる。
２　市長は、前項の申立てを処理するため、公害紛争調整委員会を置くことができる。
３　公害紛争調整委員会の組織及び運営に関しては、規則で定める。
（立入検査）
第57条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に工場等又は家畜飼養施設に立入り、関係書類その他の物件の調査を行わせることができる。
２　前項の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
４　工場等又は家畜飼養施設を設置している者は、第１項の規定による職員の調査を正当な理由なくして拒否することはできない。
（報告の徴収）
第58条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、環境を破壊するおそれがある者に対し、必要な事項を報告させることができる。
（委任）
第59条　この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。
第５章　罰則
第60条　第32条、第36条の規定による命令に違反した者は１年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。
第61条　次の各号の一に該当する者は、５万円以下の罰金に処する。
（１）　第49条、第55条の規定による命令に違反した者
（２）　第29条、第30条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第62条　次の各号の一に該当する者は、３万円以下の罰金に処する。
（１）　第31条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（２）　第43条、第44条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（３）　第57条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第63条　次の各号の一に該当する者は、１万円以下の罰金に処する。
（１）　第33条第１項の規定による実施の制限に違反した者
（２）　第38条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（３）　第58条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
（４）　第39条、第40条第２項による計画を提出しなかった者
（５）　第40条第１項若しくは同条第３項による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（６）　第45条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（７）　第34条（第47条第１項の規定により準用する場合を含む。）又は第35条第３項（第47条第２項の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（両罰規定）
第64条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が当該法人又は人の業務に関し、前４条の違反行為をしたとき、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
附則
（施行の期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条から第50条まで、第52条、第55条から第58条まで、第60条から第64条までの規定は、公布の日から起算して９月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和48年規則第４号で昭和48年３月31日から施行）
（経過措置）
２　この条例施行の際、現に工場等又は家畜飼養施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）で、第30条又は第44条の規定による届出をした者に係る第36条又は第49条の規定は、この条例の施行の日から１年間は、これを適用しない。ただし、当該工場等又は当該家畜飼養施設を設置している者が、第31条又は第45条の規定による変更の届出をした場合における当該変更部分については、この限りでない。
附則（平成５年３月23日条例第14号）
この条例は、公布の日から施行する。
附則（平成12年３月27日条例第31号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。